

別紙様式5

- 連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書
- 連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

年 月 日 国税庁長官 殿	届出法人	(フリガナ) 法 人 名			
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 連 単	納 税 地	〒 ー		
	結 体	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			
	親 法	(フリガナ) 責 任 者 氏 名	(役職名)		
	法 人	電話 () ー (内線)			
	人	事 業 種 目	資 本 金	百万円	
		連結法人となった日又は連結法人以外の法人となった日	年 月 日		

相互協議申立ての対象取引に関して、引き続き相互協議を求めます。

相互協議申立て時の状況	申立法人	(フリガナ) 法 人 名			
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単 連	本店又は主たる事務所の所在地	〒 ー (局 署)		
	体 結	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			
	法 法	責 任 者 氏 名	(役職名) 電話 () ー		
	人 人	事 業 種 目	資 本 金	百万円	
		相互協議申立書提出年月日	年 月 日		
		相互協議申立ての理由	<input type="checkbox"/> 事前確認 <input type="checkbox"/> 我が国課税 <input type="checkbox"/> 相手国等課税 (課税年月日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他		
		相互協議の相手国等			
	国 外 関 連 者 等	名 称			
		本店所在地等			
	申立ての対象となる取引等を有する国内の者との関係				

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税 理 士 署 名	
-----------	--

※相互協議室処理欄	整理番号		備 考	
-----------	------	--	-----	--

連結加入等法人の相互協議申立ての継続又は連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書の記載要領

- 1 この届出書は、我が国の内国法人又は連結法人が、別紙様式1により我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局との相互協議の申立てを行った後に、納税方式に異動が生じ、連結法人となった場合、若しくは他の連結グループの連結法人となった場合、又は連結法人から連結法人以外の法人（単体法人）となった場合で、これらの変更後の法人が引き続きその相互協議を求めるときに使用します。
- 2 この届出書は、相互協議申立書を提出した法人が連結法人となった場合、又は相互協議申立書を提出した連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合には、その連結親法人が国税庁相互協議室に、また相互協議申立書を提出した連結法人が連結法人以外の法人となった場合には、当該申立ての対象となった取引等を有する法人が国税庁相互協議室に速やかに1部提出してください。
- 3 記載上の注意事項
 - (1) 表題の「連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書」又は「連結離脱等法人の相互協議申立て継続届出書」については、該当するいずれかの口にレ印を付してください（他の連結グループの連結法人となった場合には双方の口にレ印を付してください。）。また、「連結法人となった日又は連結法人以外の法人となった日」欄には、変更が生じた日付を記載願います。
 - (2) 相互協議の申立書を提出した内国法人が連結法人となった場合、又は他の連結グループの連結法人となった場合の届出については、「届出法人」欄の「連結親法人」にレ印を付し、連結親法人に係る事項を記載するとともに、「相互協議申立て時の状況」欄には、当初相互協議申立書を提出した連結親法人又は単体法人に係る事項を記載してください。
なお、連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合には、「相互協議申立て時の状況」欄の「申立法人」欄の「連結法人」にレ印を付し、連結親法人に係る事項を記載するとともに、当該連結法人の連結子法人が相互協議の対象となった取引を有する場合には適宜の用紙に当該連結子法人の概要を記載し、本件届出書に添付して提出してください。
 - (3) 相互協議の申立書を提出した内国法人が連結法人以外の法人となった場合の届出については、「届出法人」欄の「単体法人」にレ印を付し、単体法人に係る事項を記載するとともに、「相互協議申立て時の状況」欄には、「申立法人」欄の「連結法人」にレ印を付し、当初相互協議申立書を提出した連結親法人に係る事項を記載してください。
- 4 その他
相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（www.nta.go.jp）でも閲覧できます。